

災害時に向けたチェーンソー訓練

災害復興ボランティアの現場から

復興ボランティアタスクフォース 代表

富士ゼロックス株式会社 勤務

高田 昭彦



1. 背景

筆者は自身の居住地川崎市において復興ボランティアタスクフォースを2006年に設立している。居住地でのチェーンソー教育および被災地でのOJT的活動を行ったので報告する。また、居住地での訓練、ボランティア登録ほか、被災地でのボランティアコーディネートに対して提言を行う。

1.1 災害時に期待されるチェーンソー

(1) 自主防災組織として

災害時でのチェーンソーの活用は、狭くは倒壊家屋等からの救助救出デモが展示型防災訓練でのひとつとして知られて居る。また、2014年長野県神城断層地震等での閉じ込められ事例への救助救出のためのチェーンソー活用事例なども報告されている。このため、チェーンソーが自主防災組織の備蓄資機材として行政による補助金の対象となっていることがある。しかし、実践訓練まで行っている事例は極めて少なく実践訓練を求める声がある。消防団等での教育訓練、横浜防災ライセンスなどが知られており、筆者も若林町会、新百合ヶ丘自治会訓練などに関わっている。

筆者の所感では、建物からの救助救出は、釘、金具の存在がチェーンソーの刃を損傷する阻害要因であること、また、断熱材がチェーンソー刃の回転を止めてしまうため救助救出は上級技能であるとの認識である。(チェーンソー防護ズボンは繊維が刃に絡みつ়くことにより、チェーンソー刃の回転を止める構造である(図1。)) さらに、負傷や挟まれが伴っていた場合には人命がかかっていることもあり、筆者の訓練では満足のいく救助救出訓練までには至っていない。

一般論として、地方での直下型地震等では、周辺自

治体からの消防力の応援が十分に到着し、火災延焼の恐れが無いことが確認された場合には、閉じ込めの救助救出まで手を尽くされる。しかし、首都直下地震等では、まず火災消火/延焼防御に消防力を振り向けることとなり、閉じ込められ事例などには住民の自助を期待したいと筆者は考える。



図1 繊維が絡みつきチェーンソーは停止する

(2) 災害復興ボランティアとして

筆者は2004年より、勤務先の休日に災害復興ボランティア活動に参加している。被災地でのチェーンソーの活用事例は、地震災害により倒壊/損傷した家屋、納屋や小さなものはゴミ捨て場などの解体撤去作業である。また、廃棄運搬のために建材や家具を切断すること、さらにはトン袋(フレキシブルコンテナバック)に入れることを求められる場合もあり、チェーンソーを必要とされることがある。

公費解体^{注①}から漏れた農機具小屋、倉庫等が被災住民やボランティアの手により解体されることがある。また、公費解体制度の周知が及ばず、費用を浮かせて転用したい、行政手続きや業者の順番を待たない、相続が完了しておらず公費解体を申請できないなどの理由から、居住家屋すら被災住民やボランティアの手により解体されることがある。

2017年九州北部豪雨災害は流木災害としても知られるが、土砂災害は土砂「竹木」災害でもある(図2)。

災害救助法施行令第二条第二項では「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去」とあり、私道/公道や河川橋梁の竹木撤去作業も求められている。公募された活動では無いが、竹木撤去作業を行ったボランティア事例は多数知られて居る。



図2 土砂「竹木」災害 (2016年台風10号災害 岩泉町)

他に、水害(津波)時の床下の泥を撤去するための、床下への開口部作成手段としてもチェーンソー作業が求められている。(近年では、充電式の電動丸鋸が、切込み深さを調整できるため、また切削幅が狭いこともあり取って代わられている。)

また、東日本震災後の津波浸水地域における塩害木の伐採作業(枯死による倒木の未然防止)や、東京電力第一原子力発電所事故地周辺での除染作業的伐採作業も知られて居る。

1. 2 法的背景

(1) 地域防災計画

(1A) 各種地域団体

災害対策基本法第五条の三では法律条文にボランティアの文言が初めて登場し、行政に対してボランティアの活用を求めている。それを受けて、自主防災組織(町内会)、消防団、日赤奉仕団等のいわゆるボランティア諸団体が、鉄道バス電気ガス電話等の職能組織に並び、行政本体と協定を締結していることはよく知られて居る。

(1B) 災害ボランティアセンター

ボランティアと言うと、行政単位外のいわゆる災害ボランティアと地域内ボランティアの2つがあると考えられる。災害ボランティアを支える仕組みとして災害ボランティアセンターが知られて居る。昔々によるとヒト、モノをマッチングするコーディネーター機能が主な機能として挙げられている。

一般論として被災地市町村の社会福祉協議会(以下、社協)が災害ボランティアセンターを設置することが多い。2004年ころからの動きであり、社会的認知より地域防災計画に現状追認的に波及した市町村も多い。しかし詳細が共通認識されていないというのが筆者の考えで、例えばボランティアセンター運営費用負担の点で細かく事前に定められている例は少ない。

ここで第三セクターを含む行政組織を考察する。狭義の社会福祉(高齢/障害/児童)以外のボランティアを扱う組織としては、国際交流協会、道路公園センター、自然保護協会等の半官半民、あるいは第三セクター組織が存在する。また、社会福祉法人としての性格上、ボランティアセンター業務は狭義の社会福祉では無いとされている。そこで、いわゆる災害ボランティア活動が市民活動センター、県民活動センターなどの社協外組織の所管とされた自治体も数多いが、地域防災計画で実態を勘案した細かいものは少ない。詳細は3.1に譲る。

(2) 民事責任

ところで、社協がチェーンソー、刈払機などの動力資機材を念頭に置いた活動をマッチングすることは極めて少ない。これは、ボランティアコーディネート(マッチング)において、社会福祉法人としての社協に指示命令系統があり、社協に安全配慮義務があると理解されているためだろう。アゴ/アシ/マクラ/ケガは自分持ちとも言われる災害ボランティアであるが、ひとつの論点となっている。

民事責任を補償する社協のボランティア活動保険は、大きく分けて2つの加入方法がある。

【当日】被災地の社協ボランティアセンターで朝の受付時に加入する。(大規模災害特例^{注②}) ボランティア

ア保険料は、赤い羽根の募金(社会福祉法人〇〇県共同募金会)の災害等準備金^{注③}により負担される場合と、ボランティア活動者自身が支払う場合がある。

【事前】参加者が居住地であらかじめ加入しておく。いわゆる「ボランティア保険」各種を以下にあげる。

●社協

- ・ボランティア活動保険（1年間有効）
 - ・天災特約（地震、噴火、津波事故含む）
 - ・一般型（一般の活動、水害時の活動）
- ・ボランティア行事保険（1日～5泊6日など）

●市民活動保険

- ・各市に制度がある。被保険者が直接保険料を支払うことは無く、行政が保険料を負担している。

●民間の保険

- ・森林ボランティア保険
(NPO 法人日本森林ボランティア協会)
(NPO 法人森づくりフォーラム)
- ・スポーツ系の保険の利用

(3) 労働安全衛生法

労働者としてチェーンソー作業に従事させる場合には、労働安全衛生法第 59 条 労働安全衛生規則第 36 条 8 号により 16 時間、あるいは、8 号の 2 により 14 時間の特別教育を受講させる義務が雇用者にある。対象となる「労働者」は労働基準法第 9 条により「賃金を支払われる者」とされており、ボランティアには特別教育を受講させる義務は無いと解されている。また、自営農家等も特別教育を受講する法的義務は無いとされる。

しかし、社協のボランティア活動保険や森林ボランティア保険では、この種の特別教育の受講有無で、保険金支払いに差異を設けていない。自損事故を含む被害者救済としては手厚い配慮であるが、教育促進の優遇措置は無い。災害ボランティアセンターや森林ボランティア団体では、特別教育受講をチェーンソー作業参加の必要条件とすることで、安全作業を促すところもあるが、統一した取り扱いは無い。

2. 訓練とボランティア活動

筆者によるチェーンソー訓練および、OJT 的ボランティア活動について説明する。

2.1. 多摩川河川敷訓練

筆者は 2008 年より、多摩川河川敷等においてボランティア対象のチェーンソー訓練を行ってきた。毎日使用するような職業者に求められる特別教育とは異なり、災害ボランティア現場で使いこなすことに主眼を置いた。会場準備、片付けの都合上、昼休憩を挟んだ 1 日で 5 時間程度の訓練としている。また、行政、社協等より名義後援により広報の協力を得ている。

多摩川河川敷訓練では、前章記載の小規模木造構造物(現代の木造建築物の柱構造材である 3 寸材、2×4 材)を切断する技量を身につけること、その際に釘等を避けること、また床下への開口部作成の勘所を身につけてもらうことをひとつのゴールとして、年間 1～2 回実施している。各回 10～15 名程度の修了者、延べ 100 人程度の修了者があった。内容項目を以下に示す。

- ・操作方法
- ・チェーンソーのエンジン始動/停止
- ・チェーンソーの操作姿勢
- ・バー(刃)の使用位置による反作用
(キックバック)
- ・安全配慮
(防具、他者配慮、作業時のコミュニケーション)
- ・チェーンソーのメンテナンス
 - ・給油脂方法（混合燃料、潤滑油）
- ・筐体内の切り粉の排出
- ・目立て(概略)
- ・実作業
- ・玉切り
(片持ち支持、両持ち支持、上から、下から)

注)玉切りとは、長尺丸太を輪切りにする技術である

- ・バー先端を使った切り込み
- ・模擬床の開口部作成

修了者のうち希望者に対して、東北、紀伊半島、九州の被災地や森林ボランティア活動に参加して貰い、OJT 教育を継続している。

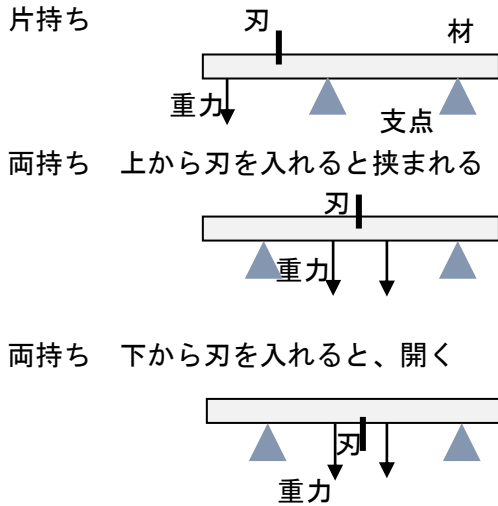


図3 玉切り時の支点と重力、挟まれ



図4 模擬床の開口部作成

2.2. 南相馬市ボランティア活動センター きこり隊

筆者は東日本大震災被災地のほかに、2011年台風12号災害、2014年豪雨(京都府丹波市)、2016年熊本地震、2017年九州北部水害等の被災地でチェーンソー活動を行ってきた。中でも継続的に5年間活動し、OJT的に活動が広がっていった福島県相双地区(浜通り地区)の事例を紹介する。

筆者は2012年より南相馬市ボランティア活動センターにおいて活動している。南相馬市ボランティア活動センターは南相馬市社会福祉協議会からの委嘱を受けており、NPO法人災害復興ボランティアネット

が運営している。泥かき、瓦礫撤去、家屋清掃、仮設住宅清掃、引越しのほか、チェーンソー、刈払機などの動力資機材を用いた活動も行っている。

南相馬市小高区は2011年3月11日の東京電力第一原子力発電所事故により5年間避難区域とされた地であり、2016年7月12日より避難指示解除準備区域、居住制限区域が解除された。(山間部の一部地域は放射線量が高く、今なお帰還困難区域である)。東京ほかの避難地域への移住を決断した住民は、空き家問題もあり小高の家屋や納屋を行政による公費解体に委ねた。しかし、更地化のための庭木伐採や居久根(イグネ)と呼ばれる防風林の伐採、田畑整備は行政支援メニュー外でありボランティアに依頼が来ることとなる。また、東京ほかの避難地域からの帰還を希望する住民にとっても、居久根が落ち葉、折れ枝問題となる。帰還前の家屋内外の片付け依頼と共に、これを機会に伐採してくださいとボランティアに依頼となる。なお、公的除染事業は、高さ4mまでの枝打ちとされており、伐採は行わない。

筆者らは2012年から2014年頃までは、数人の固定メンバーとともに、ボランティアセンター内の小グループ「きこり隊」として伐採作業を行った。また、筆者が外部講習や森林ボランティアでの学びから、専用資機材を持ち込み、さながらひとつの森林ボランティア団体の活動のレベルにまで到達した。2014年以降は、リピーターのボランティアを中心にOJT的に技能の伝承が行われ、また、外部からの経験者の参入もあり、伐採作業を行う「きこり隊」として、従事者を増やしていった。現在リピーター層で実働約20名、従事した伐採経験者で延べ100名ないし200名を数えるに至っている。

OJT的に伝承した技能を以下に示す。

- ・農機具小屋等の安全な解体、建材切断
- ・庭木の伐採、剪定
- ・広葉樹(柿、栗、桑、ゆず等)の伐採
- ・杉、ヒバ等の伐採/玉切り
- ・ロープ、ウインチ、クサビ等の使い方

- ・安全帯の使用
- ・メンテナンス

筆者の考える、チェーンソー作業のランク付けを以下の表 1 に示す。

表 1 筆者によるチェーンソー技能ランク付け

1	対象物(家具、部材、流木)を自分の操作し易い向きに置き直し、チェーンソーで切断できる
2	対象物(建造物、樹木)の向きによらずチェーンソーを操作できる
3	いわゆる伐採(樹高、地盤条件などで難易度に差)
4	土砂災害斜面上の竹木、折り重なった流木の切断、倒木処理 倒壊家屋からの人命救助

筆者のこれまでの経験で、チェーンソー操作に対する習熟、メンテナンスに対する習熟のためには、自分自身のチェーンソーを持ち、日々触れることが望ましいと考える。間を置いても自身やチェーンソーの以前の調子を自分自身が体感しているためである。災害ボランティアセンターがチェーンソーを貸与する場合もあるが、操作者が毎回変わるため、またメンテナンスを行う者も毎回変わるため、損耗が極めて激しく、運用管理上の課題となっている。

なお、福島県浜通り地域には、同様に樹木伐採までをボランティアニーズとして請け負っている団体等が複数存在するまでになり、また、南相馬市社協、浪江町社協がチェーンソー有資格者、熟練している者との表現で募集しマッチングしている。

3. ボランティア(個人)と災害ボランティアセンター(組織)の関わり

1. 2 で災害ボランティアセンターの地域防災計画上の位置について触れたが、いわゆる被災地でのボランティア事情についてさらに深く掘り下げる。

3. 1. 災害ボランティアセンター

(1) 標準ボランティアセンター

渥美²⁾は東日本震災以降の災害ボランティアセンターを標準形と説明している。また、菅³⁾は中山間地の被災集落支援などボランティアセンターを通さな

い活動の存在を指摘している。

ボランティア活動全般を社協がマッチングしているとの理解があるが、医師、看護師、薬剤師等の専門ボランティアは被災地側の受け入れ組織が存在する。業界団体であったり行政そのものであったりする。

また、農業ボランティア等、営利事業に関与するボランティア活動はマッチングしないとされている。開設事例は極めて少ないが、民間ボランティア団体や農業共同組合が関与して農業ボランティアセンターを設置した事例が 2014 年豪雪(山梨県笛吹市)、2017 年九州北部水害(福岡県朝倉市)などであり、また、旅館、ホテル、博物館等の施設で常連客がボランティアとして訪れた事例もある。

広島豪雨災害では、ボランティアセンターとは別に、町内会においてボランティアが募集されたが、ボランティア保険の補償範囲外であり、町内会保険に加入すべきとの混乱事例もあった。また、熊本地震では屋根上のブルーシート張りは原則禁止とされたが、翌年鳥取地震では屋根上のブルーシート張りは経験者可とされた。すなわち、ボランティアセンターとて限界があり、依頼者の期待に応えつつ事故低減に悩む姿があり、練達度判定(後述)と禁止ガバナンスが論点となっている。

(2) 需給調整機能

ボランティアセンターにおいて、ボランティア希望者過多が予想される大型連休や夏休み前には、ボランティア受付制限が、新たに募集しない被災市内のみ限定/県内のみ限定/県外可(誰でも可能)と設定され事前告知されることがある。参加希望者に対して受付をしない禁止型のガバナンスで人数の需給調整を行う。

この需給調整には賛否両論があり、ニーズ(需要)調査が足りないと酷評されることもあるが、そもそもバケツ、スコップ等の資機材不足、ボランティアセンター内スペース不足、駐車場不足から、道路不足であることさえもある。2011 年のつくば竜巻災害においては、片側 1 車線道路の両側に、電気工事、電話工事、解体業者のクルマが駐車して作業を行ったことがあ

る。すなわち、「道路が足りない」である。

このように何らかのリソースが欠乏している場合は希望してもボランティア活動がマッチングされないボランティア難民となるか、マッチングされても活動者の渋滞が発生し活動時間が極めて短く、すぐに帰還することを求められるなどの問題が発生する。需給調整機能の改善が求められている。

(3) 適材適所として(プラスの提言)

1. 2において筆者はボランティアといえども指示命令系統と安全配慮義務があるとする説を紹介した。一方、ボランティアセンターは職業安定所としての機能を持ち、マッチング作業を「手配師」型マッチングと呼ぶこともある。すなわち、指示命令系統では無く、単なる「紹介」機能だけであり求人チラシ、求人サイトつまりは情報共有と考えることもできる。

ボランティアセンターでのマッチングにおいてポストイット型マッチング、手上げ型マッチング(≒「手配師」型マッチング)がある。どちらも自薦であり、予め提示された被災者からの依頼(ニーズ)に対して自らが参加の意思を示す。善意であるとのことから禁止ガバナンスを働かせにくい。

(4) 適材適所として(禁止提言、条件付提言)

筒井³⁾は東日本震災時の災害ボランティアセンターのボランティアコーディネーションが平常時のコーディネーションと食い違っていたことを指摘している。筆者はこの「食い違い」の正体が「提言」の否定形として整理できると考えている。「条件付提言」、「条件付否定」も同様に整理できるであろう。

例えば、被災地からの物資求むという情報発信が無垢な善意で引用され、チェーンメール化し、無批判なシェアで被災地を混乱に落とし込むことがよく知られて居る。ここで否定あるいは条件付提言、条件付否定が無垢な善意や、知識不足で増幅され、被災地での活動の邪魔をしていることがあったと筆者は考える。

井上⁴⁾は熊本地震初動期で受け入れ態勢不備があったとしており、蒲島⁵⁾は初期のボランティア抑制アナウンス止むなしと、災害に熟練したボランティアは

どんどん入って来て良いと相反する発言をしている。

ところで、公的ボランティアセンターで禁止したところで、別の民間ボランティアセンターが出現するだけであろう。社協や行政そのものと直接交渉して被災地活動を行う団体として、日本財団、天理教ひのきしん隊なども知られている。ここで、民間ボランティアセンターの位置づけが公知では無く、偽者ボランティア、野良ボランティアとさえ呼ばれることがある。平常時における論点整理と、事前登録制度などの仕組みの再構築が求められる。

ボランティアセンター内外での対立しがちな課題を次の表2に上げる。

表2 調整しておきたい対立課題

被災地入り時期
活動範囲 (営利事業者、農業ボランティア)
使用資機材 (チェーンソー等)
応急危険度判定に対する対応
避難指示、避難勧告等での対応

3. 2. 災害ボランティア(個人)

ここで、災害ボランティアセンター(組織)に対してボランティア(個人)の個別性について考えてみよう。

(1) 練達度による災害ボランティアの分類

尾島⁶⁾によると、災害ボランティアは有資格ボランティア、専門性なし(=一般ボランティア^{注(4)})、ボランティア活動の練達者の3種に分類される。チェーンソー作業を尾島の分類の練達者の分類に照らしてみる。例えば、専門性なし(一般ボランティア)からチェーンソー作業へのマッチングを希望する者が居た場合にどう判断するか。練達者に許可(マッチング)して、一般ボランティアに対しては禁止したいという考えの是非はともかく、考え方そのもの理解は容易だろう。

ここで、練達者と専門性なし(一般ボランティア)の差異を誰が判断するかという課題がある。2. 2の南相馬市ボランティア活動センターでは、ボランティアセンター長が各ボランティアの練達度を判断しマッチングを決定していた。設置から6年を経ており、

参加ボランティアもリピーターが多いため、ボランティアとセンター長との間に顔の見える関係が構築されており、マッチングはセンター長が決定していた。

ボランティアの安全衛生に対して注意喚起を促す岡野谷らの試み⁷⁾もあるが、練達度を考慮したものは無いため、より安全を志向する人には受け入れられ、練達度があると自認する人の中には、却って受け入れられないこともあった。

例えば、災害ボランティアの一類型として体力自慢の方々が居る。平常時にはスポーツジムに通っているような人々である。熱中症に対する耐性、屋外活動での耐性、作業能力(体力)等で他者より秀でている。すなわち、ボランティア初心者と体力自慢のボランティアを一律に扱うことは悪平等でしかないかも知れないが、ボランティア現場においては、一律の休憩時間取得の指導が多い。

ここに至って、ボランティアに個別性を認めるか、一律平等を求めるかの意見対立がある。意見対立がいわゆるボランティア論に転化し、奉仕活動であるか創造性・開拓性・先駆性に価値を見出すかの対立議論に発展することもある。

(2) 災害時作業安全のために必要と思われる教育

市川ら⁸⁾の調査によると、防災・危機管理のリーダー的人材に災害ボランティア活動などの被災地経験は必要とせず、資格も不要とされている。また、1.2において筆者はボランティアには特別教育等の受講義務は無いとした。しかし、自らの学びのためにこういった教育受講する災害ボランティアが居ることは一部では知られている。

有資格ボランティアの定義に職業人であること、(旧経験者含む)と考える人も居る。農業などは会社組織では無く、兼業であったりするとなおのことが在職確認が困難である。また、退職者も確認が困難である。さらには例えば水道工事業者が隣接職能であるバックホー運転を修得してボランティア活動に参加している事例などもあり、結局のところ自己申告である。

別の事例として、マイクロバス運転のために、中型

自動車免許⁹⁾を取得する人も居り、これまた職業人では無いが有資格ボランティアとして取り扱って良いだろう。ここで筆者は特別教育等の資格有無を判断基準とすることを提唱する。特に他地域に訪問してボランティア活動を行うことを目指すのであれば、第三者確認が容易な資格証を持ち歩くこともひとつの作戦であろう。これは、資質向上、危険性再認識等の副次的効果をもたらす。尾島の言う有資格ボランティアとしての取り扱いを検討しても良いだろう。災害時の資機材取り扱い能力を示すことが出来る資格(特別教育等)の例を以下の表3にあげる。

表3 災害ボランティアとして取得したい資格

伐木等の業務	特別教育
振動工具取り扱い	安全衛生教育
丸鋸等取り扱い	安全衛生教育
小型車両系(3t未満) 整地/運搬/積込/掘削/解体	特別教育

3.3. 平常時への期待

(1) 居住地社協(市民活動センター、NPOセンター)

近年の災害ボランティアセンターでは、被災地でのボランティア保険の自費加入すら事務手続き上煩雑であるとして、居住地であらかじめボランティア活動保険に加入することを求める場合がある。また、災害派遣等従事車両証明書¹⁰⁾の発行にあたり、居住地の市役所町村役場等に手続きに訪れることもあろう。つまりは、災害ボランティアを居住地側で把握しておくことが可能と筆者は考える。

ここで、災害ボランティア経験者が地域防災に役立つか、理想的人材であるかという根源的な問いがあるが、居住地発災時には活動する意欲がある候補者として、災害ボランティアのうち希望者のみを社協なり、行政そのものでリスト化して活用する、あるいは活用するための候補者リストとしておくことを提案する。

(2) 行政への期待

災害時の泥かき、瓦礫撤去などの災害ボランティア活動の実態が最近でこそマスコミ露出があるが、自主防災組織には見えて来なかったからと考える。また、

市川⁸⁾によると行政の担当者も被災地経験のある者は少なく、また、住民側からの提案的な「地区防災計画」も推奨されている。被災地経験のある災害ボランティアは居住地において、行政本体と第三セクターたる社協の縦割り行政の狭間に入り込んでいるとも言える。

また、筆者は災害ボランティアと自主防災組織は氣質が異なると考えており、さらに災害ボランティアの方が圧倒的に少数派であり、地域活動参加の際には配慮工夫が必要と感じている。地域活動促進の1プレイヤー、助言者として社協、行政等にも期待し、より詳細で実態を入れ込んだ防災対策、防災計画を求めたい。

(3) 全国的仕組みへの期待

災害ボランティアを取りまとめる仕組みとして、震災がつなぐ全国ネットワークが1997年に設立され、2011年に東日本大震災支援全国ネットワーク(JCN)が設立され、JCNを母体に2016年11月にJVOADが設立された。また、静岡県ボランティア協会は東海地震に備えた「静岡県内外の災害ボランティアによる救援活動のための図上訓練」を行っており、各地のボランティアに顔の見える関係が構築されつつある。また、社協系の災害ボランティア支援プロジェクト会議(通称:支援P)の研修が各地で開催されている。禁止もひとつのボランティアコーディネートの機能であるかとも思うが、方法論について論点整理が必要と考える。

4. 提言

筆者は災害時の災害ボランティアの活用、自主防災組織のレベルアップのために以下を提言する。

- ・自主防災組織等は広く浅くの啓発活動だけでなく、自らを高める活動も視野に入れたい
- ・被災地で活動する災害ボランティア活動は得るところがある。自主防は被災地へ行くべき、被災地活動の災害ボランティアは自主防と関わろう。
- ・災害ボランティア経験者を居住地に軟着陸させる助言者として、行政、社協の援助を期待する。また、禁止ガバナンス等の課題の論点整理が必要。

- ・外部ボランティア参加を想定した、より細かい地域防災計画を求める。
- ・ボランティア保険制度の周知、整備が求められる。

補注

- (1) 公費解体：被災者生活再建支援法の支援金のほか、廃棄物処理法の補助金運用での解体もある。
- (2) 大規模災害特例：通常手続きでは、ボランティア保険の加入は、申込書を提出し、入金完了後の翌日午前0時から有効である。災害ボランティアは朝受付を行うので、これでは間に合わない。災害の場合には、社協(災害ボランティアセンター)での加入申し込み直後から保険を有効にしましょう。という特例措置(大規模災害特例)が適用されることが多い。
- (3) 災害等準備金：共同募金会内部での災害に備えた募金の仕組み。通常共同募金は単年度で運用されるが、募金の一部を3年間貯め置いて、県内で災害があった場合に災害ボランティアセンターの運営等に活用する仕組み。3年間災害が無かった場合には、通常共同募金に組み戻し、配分する。
- (4) 一般ボランティア：一般ボランティアとは専門性の無い一般人参加のボランティアを広く指す場合が多い。しかし、各種工事屋の作業服に身を包んだ職業人も並ぶのが災害ボランティアセンターである。つまりは、その時々でのマッチング、情報共有の仕組みで一般ボランティアとされたり、専門ボランティア(特殊ボランティア)とされることがある。
- (5) 中型自動車免許：マイクロバス運転は道路交通法であり、労働安全衛生法とは異なり、ボランティアと言えども自動車運転免許を必要とする。
- (6) 災害派遣等従事車両証明書：行政派遣職員やボランティアの高速道路料金を無償とする書類である。

参考文献

- 1) 菅 磨志保(2011)：日本における災害ボランティア活動の論理と活動展開 社会安全学研究、創刊号 pp.55-66
- 2) 渥美 公秀(2013)：被災者支援について_災害ボランティアから考える、消防防災の科学、No112、2013年春季 pp.6-9
- 3) 筒井 のり子(2013)：災害時におけるボランティアコーディネーションの課題、ボランティアリズム研究 大阪ボランティア協会、第2号 pp.62-71
- 4) 井上学：第7回 自治体災害対策全国会議報告書 2018年 pp.18-20
- 5) 蒲島郁夫：第6回 自治体災害対策全国会議報告書 2017年 pp.14-16
- 6) 尾島 俊之(2008)：災害時に保険医療従事者は何をすべきか 災害におけるボランティアの役割、保健医療科学 国立保健医療科学院 57(3) pp.245-251
- 7) 岡野谷 純(2009)：災害ボランティアの安全衛生、ボランティア向け教材の開発 厚生労働科学研究費補助金 健康安全・危機管理対策総合研究事業報告書 pp.27-32
- 8) 市川 宏雄(2015)：防災・危機管理のリーダー的人材の必要要件に関する研究、自治体危機管理研究：日本自治体危機管理学会誌、15巻 2015年3月 pp.1-14